

事故報告について

介護サービス事業者等において、サービス提供による事故、感染症及び不祥事等が発生した場合には、秦野市介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領に基づき、速やかに報告をしてください。

1 秦野市に報告された事故件数（地域密着型のみ集計）

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
件数	170件	155件	115件

2 事故報告書の様式

令和6年12月から事故報告書の様式が変更されています（全事業所共通様式）。

様式については、市ホームページ（トップページ > 暮らしの情報 > 健康・福祉 > 介護保険 > 事業者向け > 事故報告）からダウンロードすることができます。



秦野市介護サービス事業等における事故発生時の報告取扱要領

（趣旨）

- この要領は、介護サービス事業等における事故発生時の報告について、別表に掲げる条例等に従い、報告を行う際の事務処理に関する事項を定めるものとする。

（報告対象者等）

- 事故報告の対象となる事業者（以下「各事業者」）は、次に掲げる者とする。

- 本市が保険者である場合
- 事業所等の所在地が本市内にある場合

（報告の範囲）

- 各事業者は、次に掲げる事象が発生した場合、速やかに報告しなければならない。

- （1）怪我、死亡事故等

サービス提供時間内に起きたものを対象とする。ただし、サービス提供時間には、通常のサービス提供時間に加え、送迎・通院等の時間も含み、また、在宅の通所・入所サービス及び施設サービス等は、利用者が事業所内にいる間を含むものとする。

怪我の程度は、医療機関で受診を要したものを原則とし、事業者側の過失の有無は問わず、利用者の自己過失による事故についても対象とする。

死亡は、病気等による死亡のうち、死因等に疑義が生じる可能性のある場合、又は事故報告からある程度の期間を経て死亡した場合も対象とする。

(2) 食中毒、感染症及び結核等

サービス提供に関連して発生したと認められる場合を対象とする。

(3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等

職員（従業者）による利用者からの預り金の横領、個人情報の紛失等、利用者の処遇に影響があるものを対象とする。

(4) 誤薬等

違う薬の与薬、服薬の時間及び量の誤り、与薬漏れ等を対象とする。

(5) 苦情対応

同一の事案に対し、複数の利用者の家族等から苦情が出ている等を対象とする。

(報告の手順)

4 3に規定する事象が発生した場合は、次の手順で報告する。

(1) 電話による報告（第一報）

事故発生後、事業者の情報、利用者の情報、事故発生の状況、事故の対応内容、家族への連絡等を整理し、速やかに報告する。

第一報は、社会通念に照らして、必要最大限の努力で可能な範囲とする。

(2) 書類による報告

事故発生後、一定の事故処理が行われたときは、「事故報告書（事業者→市）」を5に規定する報告先に提出する。ただし、事故処理に時間を要する場合は、電話による経過報告を適宜行う。

(3) 情報の開示

市、利用者（家族を含む。以下同じ。）及び事業者が、事故の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者に対し、事故報告書の控え等を積極的に開示し、求めに応じて交付する。

(報告先)

5 事故報告の報告先は、次のとおりとする。

(1) 被保険者の属する保険者

(2) 事業所・施設が所在する市町村

(市の対応)

6 市は、各事業者から事故報告があった場合、次のとおり適宜対応する。

(1) 必要に応じて、事業者への調査及び指導を行うとともに利用者に対して事実確認等を行うものとする。

(2) 県が指定する事業者から報告のあった事故報告等について、神奈川県が定める「介護保険適用サービスにおける事故報告に係る情報提供取扱要領」に基づき、県に情報提供する。

附 則

この要領は、令和2年1月29日から施行する。